

国民年金

こんな時は届出が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る年金の金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残った時の障害年金や、亡くなられた時の遺族年金が支給されなくなるおそれもあります。

次のようなときは届出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	届出のときに持参するもの
退職したとき(厚生年金、共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。	・基礎年金番号がわかるもの ・雇用保険被保険者離職票 など
配偶者(厚生年金、共済年金加入者の場合)に扶養されていたが配偶者が退職したとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	
収入増加などにより配偶者(厚生年金、共済年金加入者の場合)の扶養を外れたとき		

- ・第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の方など
- ・第2号被保険者 会社員や公務員など厚生年金、共済年金に加入されている方
- ・第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161 / 住民課 ☎388-1115

教育委員会だより 「楽しく学ぶ」

羽島郡の笠松中央交流センター、岐南町中央公民館では、子どもから大人、高齢者まで、町民を幅広く対象とした講座を開講しています。

その中でも、子どもを対象とした「笠松町こどもわくわく広場」「岐南町Gさうす」などは、大変盛況で、毎回多くの申し込みをいただき、参加者からは「普段、学校や家ではできないことを体験できて、とても楽しかった。」との声が上がっています。このような体験的な活動を行う講座に参加することは、テスト等で測ることのできない力(非認知能力も含む)を養うことに有効な手段です。

体験的な活動は、子どもだけに必要なものではありません。大人になると、仕事におけるスキルアップを図るための学びが必要となります。本を読んだり、インターネットの

動画を見たりして学ぶのも一つの方法ですが、人の集う場所で、体験を通して興味や関心のあることを学ぶことで、新たな自分を発見したり、仲間に出会ったりすることもあります。これらの発見や出会いは生きがいを見出し、人生をさらに豊かにすることに結びついており、共通することは、「楽しく学ぶ」ことです。楽しく学び続ければ、それがいつか、大きな成果になることもあります。

AIが台頭し、これまで人間が行っていたことを、コンピューターが行う時代が来ています。だからこそ人間にしかできないこと、顔を合わせ、言葉を交わして、存在を認め合うこと、私たち人間は学び続けることで、心が豊かになりウェルビーイングが向上すると考えています。